

いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 消費税の増税と軽減税率について

2019年10月1日より消費税が8%から10%に増税される予定です。

過去に2回増税が見送られてきていますが、今回は3回目です。

消費者の方々は、2%の増税を考えお買い物をするようになります、金額にすると高価な買い物をしなければ大した増税ではありません。

**しかし事業者の方々は、大変です！**

取扱商品が8%なのか10%なのか？シビアな区分が要求されます。

収入の計上も9月30日までと10月1日からの納品、作業、検収等で税率が変わります。

仕入、経費の支払も9月30日までと10月1日からの税率の違い、軽減税率の課税仕入れを区分しなければなりませんので事務負担が増えてしまいます。

### 軽減税率8%が適用されるものは次のとおりです。

飲食料品（食品表示法に規定する食品、飲料 ただし酒と外食は除く）

新聞（週二回以上発行の定期購読新聞 電子版は除く）

正直なぜ新聞が軽減税率の対象なのか？理由がわかりません、消費税増税について悪く書かれたくないからでしょうか？

### 飲食料品に含まれるもの（8%）

飲食料品の販売に付帯する通常必要な包装材等

食品添加物

料理のテイクアウト、出前、宅配

一定のおもちゃ付きお菓子

### 飲食料品から除かれるもの（10%）

酒類

外食、出張料理

医薬品、医薬部外品等

